

研究論文

株式会社の法人特性と学校教育の公共性 — 教育特区に見る学校設置者の多様化の理念と意義 —*

出口 英樹¹

現在、構造改革特別区域法（特区法）により、特例的に株式会社が学校を設置することが可能となっている。地方公共団体が教育上または研究上の「特別なニーズ」があると認めた場合、株式会社立の学校が設置の道を開かれることとなる。

だが、そこには検討すべき課題がある。「教育事業説」と「教育事業主体説」のコンフリクト、すなわち「教育的ニーズを学校教育が満たすという公共性」と、「学校設置者に公の性質を要請することで学校の公の性質を守る公共性」の葛藤である。教育の公共性、継続性、安定性を重視するあまり、特定の教育的ニーズが犠牲となる可能性が生じることを是とするのか非とするのか、と換言することもできる。

これを検証するため、千代田区キャリア教育特区の2大学の事例を調査した。その結果、学校設置者の多様化による学校制度全体の多様化について株式会社立大学の有効性は一定程度確認できたが、株式会社でなければ提供できないカリキュラムや教育方法は確認できなかった。この結果を踏まえ、株式会社が学校を設置することの意義と課題を浮き彫りにしたい。

キーワード： 学校設置者の多様化、教育の公共性、構造改革特区、学校設置会社、教育事業説と教育事業主体説

1. はじめに

従来、学校の設置主体は国（国立大学法人を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）及び学校法人に限定されてきた。学校設置者が法律によって制限されているのは、教育（あるいは学校）の公共性、継続性、安定性を確保するためである。この観点から、利潤追求を本旨とし、またその財務状況が経済動向に大きく依存する営利企業などは学校設置者としては不適と考えられてきた。

だが、必ずしも永続的な組織ではないのは学校法人も株式会社も同様であり、学校法人とて決して安泰とは言えないのは昨今の状況が示す通りである。経営破綻の恐れのある学校法人より、経営状態の良好な大企業の方に安定性を見出すのは当然であるとも言えよう。

* 本稿は、日本教育大学院大学の特定研究費助成金による個人研究の成果報告である。

1 日本教育大学院大学 学校教育研究科

そして現在、構造改革特別区域法（特区法）により特例的に株式会社が学校を設置することが可能となっている。地方公共団体が、その設定する特区において地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性など、教育上または研究上の「特別なニーズ」があると認め、それを内閣総理大臣が認定した場合、株式会社立の学校が設置可能となる。

各種の教育産業の例を見るまでもなく、株式会社が学校を設置する利点は多様なニーズへの対応可能性であると考えられる。つまり多様な教育リソースや教育コンテンツを株式会社ならば備え得るということである。その多様性が果たして学校教育としてふさわしいものか否かという議論は残るとしても、旧来の国公立学校や私立学校では実現できなかった教育を株式会社立学校ならば実施できるかもしれないという期待を持つことは非現実的なことではない。すなわち、学校の設置主体の多様化が学校教育の多様化をもたらす、ということである。特区制度の理念に照らして言えば、従来の制度では実現できなかった「特別なニーズ」を満たすような学校教育も、株式会社なら展開可能である、ということである。

一方、学校設置者の多様化は教育の民営化あるいは市場化という観点から語られることが多い。これは、企業にとって従来はなかなか事業展開のできなかった学校教育というフィールドが新たなビジネス・チャンスのもととなり得るということである。そして、市場競争を勝ち抜ける、換言すれば学習者のニーズに充分に応えられる教育コンテンツは、そのような状況でこそ生み出されるという考え方である。

これらを総括すれば以下のようになる。学校における教育の多様化を目指すためには学校設置者の多様化が必要であり、その多様化された教育の質を担保するものは競争的環境である。競争的環境に最も適した法人形態は営利追求組織たる株式会社である。よって、株式会社が学校を設置することは学校教育の多様化をもたらす。しかも、それが新たなビジネスを生み出すならば、教育だけではなく経済にとってもポジティブな影響を与えることになる。

だが、このような考え方は短絡的に過ぎるのではないだろうか。ここで検討しなければならない課題は2つある。1つは学校設置者の多様化と学校における教育の多様化が本当に相関関係にあるのか否か、株式会社だからこそ満たせる「特別なニーズ」が本当に存在するのか否か。もう1つは株式会社という法人形態が、学校設置者として合理的なものなのかどうか、学校教育の質の担保という観点で問題があるのか否か、である。

従来の株式会社立学校をめぐる議論の核となってきたのは「規制緩和」と「教育の市場化」という2つのキーワードである。だが、筆者はこれらについて株式会社立学校を考える上での重要な論点ではないと考えている。そうではなくて、学校設置者の多様化をめぐる文部科学省と内閣府（総合規制改革会議）のコンフリクトの焦点であった「教育事業説」と「教育事業主体説」という両観点から株式会社を見た場合に、その法人性をどう評価するのか、というテーマこそが重要なのである¹。端的に言えば、広義の社団法人である株式会社という法人形態が、公の性質を法的に要請された学校の設置者として妥当なのか、という課題意識である。

これを踏まえ本研究が明らかにすべきことをまとめると、次のようになる。社会において何らかの教育的ニーズがそこにあり、そのニーズが合理的かつ有益なもので、それを学校教育が満たす場合の公共性と、学校は公の性質をもつものであり、それはすなわち「誰かのもの」としての学校を認めないということであるので、学校の設置者を国、地方公共団体、または広義の財団法人である学校法人にのみ認める場合の公共性の、そのどちらが優先されるべきなのだろうか。

教育事業主体説は教育事業（学校）の公共性、継続性、安定性を担保するために教育の事業者（学校設置者）にも同様の性質を求めるものと解されるので、言わばセイフティー・ネットである。しかし、株式会社立学校しか満たせない教育的ニーズが存在するならば、それは教育基本法及び学校教育法が定める教育の目的と目標、そして各学校段階の目的と目標を満たすために教育事業主体の多様化を認めざるを得ない、ということになる。

すなわち、教育の公共性、継続性、安定性を重視するあまり、特定の教育的ニーズが犠牲になることを是とするのか非とするのか、ということと言い換えることもできる。さらに、株式会社による学校設置が学校法人によるそれより公共性、安定性、継続性という側面で有意に不利なのか否かも検討する必要がある。

2. 学校法人と株式会社の制度設計と法人特性

2-1 学校法人の法人特性

教育基本法第6条において「学校は公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と規定されている。この場合の「学校」とは学校教育法第1条に定める学校（いわゆる「1条校」）であり、「法律の定める法人」とは私立学校法第3条にその法的根拠を置く学校法人である。私立学校法第2条にも示されているように、我が国において「私立学校」とは「学校法人立学校」のことを指すと理解できる。

これらの規定から以下のような解釈が導き出される。学校は公の性質を持つものであるから、その設置者にも公の性質が求められる。公の性質を持つ者のみしか学校を設置することはできない、ということである。国や地方公共団体の公的性質は自明であるが²、それ以外の者が学校を設置する場合、方法は2つあると考えられる。1つはその公的性質を国または地方公共団体が保障すること、もう1つは「(特定の) 誰かのものではない学校」を作ることである。そして学校法人立学校は、後者のアイデアの具現化であると見ることができる。寄附によって所有権が放棄された「誰のものでもない財」に法人格を与えたもの、すなわち「広義の財団法人」に学校を設置させる、というやり方である³。学校法人とは、学校の公共性を担保するにふさわしい学校設置者として制度設計がなされた法人であるといえる。

そして学校法人は、その本質が「誰のものでもない」ということ以外にも、学校の公共性、継続性、安定性を確保するために、法人としてのそれらを担保する工夫がなされている。このことは、

以下の4点に色濃く表れている。すなわち、①少なくとも法人であり、設立に際して公的な審査があること(公共性の確保)、②特定の親族から法人の理事になれる人数が制限されていること(同前)、③設置する学校の経営に充てるための法的範囲内で収益事業を行えること(継続性及び安定性の確保)、④税制上の優遇措置があること(同前)、である。

2-2 学校設置者としての株式会社の適性

これらに対して、例えば「学校の公共性さえ確保できていれば、その設置者の公共性は重要ではない」という議論、また「学校の安定性や継続性は、設置者変更を容易にすることで確保できる(すなわち、重要なのは設置者の継続性ではなく学校の継続性である)」という考え方もあり得る。学校を設置する権利を自然権としての教育権の発露であると捉えるならば、「学校の公共性を担保する設置基準さえ存在すれば、そしてそれを満たす学校を作り維持し運営できる法人(または個人)であれば、誰でも学校を設置できるようにするべきである」というロジックも成り立つだろう。また、少なくとも継続性や安定性を資金的な潤沢性であると考えれば、税制上の優遇と同時に幅広い収益活動におけるアドヴァンテージが必要となる。

加えて、法人の意思決定が広く公共に開かれていることをもって「その法人の公共性が高い」と考えるならば、学校法人より株式会社の方が公共性が高いとさえ言える側面も存在し得る。特定の学校法人(もしくはその設置する学校)と直接的に関係のない個人(または団体)が、当該法人(またはその設置する学校)の意思決定に関与する方法は皆無であると言っても差しつかえないだろう。だが株式会社、特に株式上場企業のステイクホルダーとなることは「株式を買う」という行為によって可能である。

さらに、学校法人の税制上の優遇措置は「株式会社ほど稼がなくても存続していける」ことを法的に保証されていると説明できる。すなわち、学校法人と株式会社を比較すれば、継続性、安定性を確保するための方策をより強力に講じられているのは前者であるとは言えるかもしれない。しかし、継続性、安定性を確保するために「金を稼ぐ」という方法を採用することもできる。この場合、後者より前者の方が優れているとは言えない。

学校教育改革の大きな方策の1つとしての学校設置者の多様化、端的に言えば株式会社による学校設置という発想の背景には、以上のような議論が存在すると見ていいだろう。

3. 特区の目指すものと学校設置会社の理念

3-1 特区制度の目指したもの

前節の議論を踏まえて学校設置者の多様化を考えるならば、以下のような施策が想定できる。教育権の保障という観点から、誰にでも学校設置の門戸を開く。その上で、その設置者の公共性、継続性、安定性を確保する。すなわち、個人であれ法人であれ、教育権の観点から学校設置が認めら

れて然るべきだが、野放図に学校設置を認めたのでは学校教育制度が十分に機能しなくなる恐れがあるので、ある程度の規制を設ける。例えば、「個人」ではその公共性や安定性に不安が残るならば、少なくとも「法人」であることを学校設置者の要件とする、などである⁴。

そうであるならば、学校教育をめぐる規制緩和のあり方は、規制としての現行の学校法人制度は学校を設置するためのハードルとしては高すぎるので、これをもっと柔軟にすべきである、というシナリオとなるはずである。しかし、特区制度による学校設置者の多様化政策は、あらゆる法人に門戸を開くものではなく、株式会社（営利社団法人）とNPO法人（特定非営利活動法人）に限って新たに学校設置を認めるものであった。公共性の観点からは、いわゆる公益法人による学校設置のアイデアもあってもいいはずであるが、株式会社及びNPO法人以外の法人による学校設置は見送られている。

ここから判断できることは、特区制度による学校設置者の多様化は、教育権の保障と、法人であることによって学校設置者の最低限の公共性を保障するという発想ではなく、限定的に株式会社とNPO法人にのみ門戸を開いたものであった、ということである。しかも、総合規制改革会議の中で議論されたのは株式会社による学校設置というテーマであり、NPO法人による学校設置の議論は中心的なトピックではなかった⁵。つまり、総合規制改革会議の主張は学校設置に関する規制緩和や教育権論議によるものではなく、実際に学校設置の要望がある（あり得る）法人、すなわち学校教育に営利事業として参入したい株式会社の要望を汲んだものと判断できるのである⁶。

株式会社が学校を設立する、または運営するという事例は、米国において先行事例が存在する。高等教育分野においては「営利大学」とも呼称されるフェニックス大学、デブライ工科大学などが有名である。また、これとは別に「企業内大学」と呼ばれる企業内教育機関も存在する。営利大学はアクレディテーションを受けた認定大学（正規の大学）であるが、企業内大学は一樣ではなく、社内研修機関に「大学」の名を冠しているだけのものから、アクレディテーションを受けて学位を出せる教育プログラムを会社の内外に提供している正規の大学まで存在する⁷。初等・中等教育では、学校の設置者ではないが、チャーター・スクールの運営を請け負うエディソン・スクール社が有名である。

株式会社の側から見た学校設置や学校運営に乗り出す理由として、それが新たなビジネス・チャンスであるという観点がある。実際、フェニックス大学などは大きな収益を挙げているという⁸。このことは、我が国においても学校法人以外の法人で学校設置に向けたインセンティブを持っているのは株式会社であることを示唆している。

3-2 千代田区キャリア教育特区

特区法による取り組みとして多様な施策が試みられているが、そのうち学校設置者の多様化に係るものは「学校設置会社（株式会社）による学校設置事業」（816特区）と「学校設置非営利法人（NPO法人）による学校設置事業」（817特区）である。後者は大学及び高等専門学校以外の学校を設

置するものとされ、従前より不登校などに対応するフリー・スクールなどを運営していたNPO法人が学校を設置することを視野に入れたものである。本稿では前者に注目する。

816 特区の政策理念では、以下のような場合の教育または研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認められる必要がある。すなわち、①地域の特性を生かした教育の実施の必要性がある場合、②地域産業を担う人材の育成の必要性がある場合、③その他の特別の事情に対応する場合、である。この①から③に該当する状況があり、なおかつ従前の設置形態（国公立、学校法人立）の学校よりも株式会社立学校の方がその状況において有利である場合に、株式会社立学校が認められる、ということになる⁹。

では、この政策理念は果たして本当に実現しているのだろうか。この理念が実現しているならば、学校設置者として株式会社という法人形態がふさわしい状況があり得る、ということとなる。そこで、多くの株式会社立大学を抱える東京都千代田区の「キャリア教育推進特区」(【表1】)を事例としながら、この点について検証してみたい。

【表1】 千代田区キャリア教育推進特区

都道府県名	東京都
申請主体名	千代田区
区域の範囲	東京都千代田区の全域
特区の概要	株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、地域における高い専門性をもった人材の輩出、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大など、地域社会・経済の活性化を図る。 また、実学のニーズに応える専門教育機関の開設により、区内のキャリア教育を推進し、教育の多様化を図る。また、区立中等教育学校との教育内容での連携や、区民の生涯学習の活性化を図る。
適用される規制の特例措置	学校設置会社による学校設置、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置

この【表1】から、ここで求められている大学や専門職大学院が株式会社立でなければならないという明確な理由を読み取ることは難しい。株式会社立でなくとも、国公立や学校法人立の同種の大学が設置されれば、その目的は遂げられるようにも見える。そこで、千代田区のキャリア教育特区の概要について「地域における高い専門性人材の排出」「地元企業との連携」「消費や雇用の拡大」「実学的ニーズに応える専門教育」「キャリア教育の推進」「区立中等教育学校との連携」「区民の生涯学習の活性化」をキーワードとして抽出し、それぞれについて、同特区を利用して開設された大学（専門職大学院）がどの程度実現しているのか、検討したい¹⁰。

具体的には、同区において特区制度に基づいて設立された株式会社立の大学院大学（専門職大学院）である日本教育大学院大学とグロービス経営大学院大学に焦点を当て、上記のキーワードがどの程度意識されているのか、また株式会社立であるということが教育活動や学生のニーズへの対応などにどう影響しているのかを解明する¹¹。

日本教育大学院大学は学校の教員を養成し、教員に関する我が国初の専門職学位である「学校教育修士（専門職）」を、グロービス経営大学院大学は典型的な専門職学位である「経営学修士（専門職）」（MBA）を授与する専門職大学院である。前者は首都圏を中心に学習塾を展開する株式会社栄光が、後者は同大学設置以前より社会人を対象としたマネジメント教育やリーダー研修を行うスクール事業を展開してきた株式会社グロービスが設置者である。また、両大学はともに千代田区麴町に位置し、地理的に非常に近い（立地上の条件に大差がない）ことから、比較検討を行うには好都合である。

3-3 学校設置会社の検証

上記の課題を検証するために、日本教育大学院大学とグロービス経営大学院大学において調査を行った。千代田区のキャリア教育推進特区の目指すものをキーワード化したもののうち「実学的ニーズに応える専門教育」に関する項目と、株式会社立であるという設置形態が学生にどのように捉えられているのか、という点については学生へのアンケート調査を行い¹²、他の項目に関しては両大学の設立経緯を含めて事務担当者へのヒアリング調査によって検証を試みた¹³。また、「実学的ニーズに応える専門教育」については事務担当者へのヒアリングにおいて、「株式会社立だからこそ可能だった対応の有無」について尋ねた。

まず、事務担当者へのヒアリング調査の結果を検討したい。その結果を示したものが【表2】である。これらに加えて、両大学から共通に得られた認識としては、①地域的ニーズへの応答という観点は少ない、②立地へのニーズという観点からは、千代田区に開学したということはニーズへの応答であると考えられる、③株式会社でなければ用意できない科目やコンテンツというものは少ない、④特区制度がなければ大学を設立することはできなかった、という4点であった。

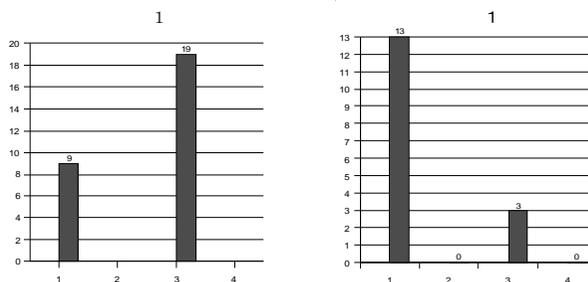
大学（学校）を開設する場合、従来であれば学校法人を設立して学校を設置する必要があるわけだが、企業がこれを行う場合、学校法人設立に必要な寄附金は損益として計上できない。日本教育大学院大学の設置者である株式会社栄光は東証2部上場企業であり、損益計算できない莫大な資金の供出は不可能に近い。また、都心の一等地に、大学のキャンパスとなり得る物件を確保することも容易ではない。つまり、麴町のような場所に学校法人として校地校舎の自己所有要件を満たして大学を新たに開設することは、現実的にはほぼ不可能である。もし、両大学へのニーズとして立地のプライオリティが高いのであれば、特区制度による大学設置には意味があるということになる。

【表2】 ヒアリング調査の結果の概要

	日本教育大学院大学	グロービス経営大学院大学
地域における高い専門性人材の輩出	専門職大学院として教員という専門性の高い人材の養成を目指しているが、必ずしも「地域における」とはいえない	専門職大学院としてMBAという専門性の高い人材の養成を目指しているが、必ずしも「地域における」とはいえない
地元企業との連携	なし	なし
雇用や消費の拡大	消費には多少貢献しているかもしれない(ただし、株式会社である必要はない)	消費には多少貢献しているかもしれない(ただし、株式会社である必要はない)
キャリア教育の推進	公開講座において区民の優遇措置あり	公開講座の実施により間接的に貢献
区立中等教育学校との教育内容での連携	なし(千代田区教委と契約して小学校とは連携)	なし
実学的ニーズに応える専門教育	授業科目としては特はない 「塾における実習」という授業も検討しているが、現在のところ開講には至っていない 就職支援については設置者の子会社が行う	授業科目としては特はない 単独の大学でのカリキュラムの多様化によるニーズへの対応よりむしろ、学校事業への多様な参入者を認めることによる選択肢の増大という意義が大きい 従来のスクール事業による人材は強みだが、法人形態に由来するものではない
区民の生涯学習の活性化	上記公開講座の他、図書館の利用が可能	公開講座の実施により間接的に貢献

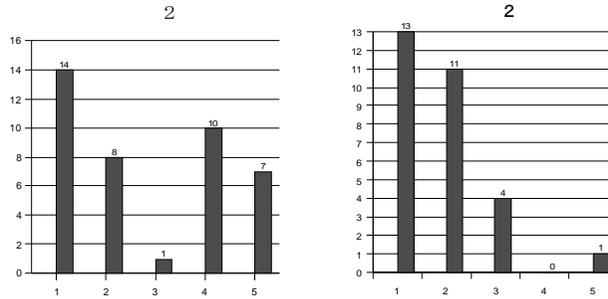
次に、両大学の学生へのアンケート調査の結果を検討してみよう。この調査における主なトピックは、①コンテンツ的ニーズ(既存の同種大学院では満足できない)、②立地的ニーズ(既存の大学院では地理的に通えない)、③株式会社立であるということの影響、である。【図1】～【図7】が学生アンケートの結果であり、それらをまとめたものが【表3】である。グラフは左が日本教育大学院大学、右がグロービス経営大学院大学の結果である。

【図1】 アンケート調査の結果 <質問1> 進学動機



1. スキル・アップ 2. 職務命令 3. 転職 4. その他

【図2】アンケート調査の結果 <質問2> 入学した大学院を選んだ理由

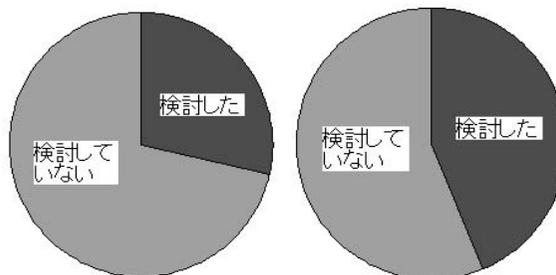


1. 教育内容の魅力 2. 教授陣の魅力 3. 立地の利便性 4. 入試の内容や時期 5. その他

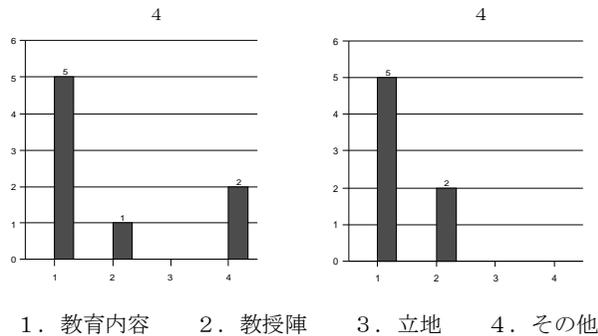
大学院に進学した動機を尋ねる質問1（【図1】）には、日本教育大学院大学の学生の多く（19人）が「転職や新たに就職して教員を目指すため」と回答し、「仕事上の必要性やスキル・アップの自覚」と答えたのは少数（9人）に留まっている。これに対しグロービス経営大学院大学では、「仕事上の必要性やスキル・アップの自覚」が最も多く（13人）、「転職やキャリア・チェンジのため」との回答は少数（3人）であった。

質問2（【図2】）で入学した大学院を選んだ理由を複数回答で尋ねたところ、両大学とも最も多い回答は「カリキュラムや教育内容の魅力」であり（日本教育14名、グロービス13名）、「教授陣やスタッフの魅力」も両大学で高いポイントを示した（日本教育8名、グロービス11名）。だが、日本教育大学院大学では「入試の内容や時期」というやや消極的な理由を挙げる学生も多く（10名）、「立地の利便性」を挙げた学生は少数であった（1名）。これに対し、グロービス経営大学院大学では「立地の利便性」にニーズが高く（4名）、「入試の時期や内容」を重視する学生は皆無であった。

【図3】アンケート調査の結果 <質問3> 他大学院への入学を検討したか



【図4】アンケート調査の結果 <質問4> 入学した大学院を選んだ決め手

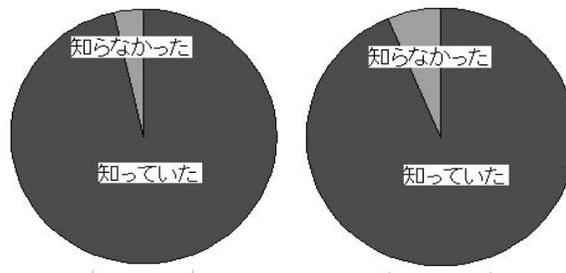


質問3 (【図3】) は大学院入学時に他の大学院と比較検討したか否かを問う質問である。日本教育大学院大学では約3割(8名)、グロービス経営大学院大学では4割強(7名)の学生が「比較検討した」と答えている。中には歴史のある有名大学の大学院に合格しながら、敢えて今の大学院を選んだという学生もいた。

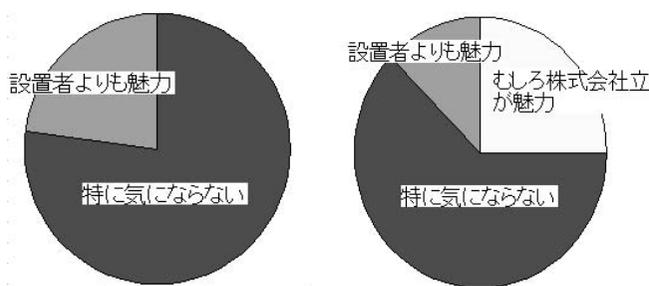
他大学院と比較検討したという学生に対して、入学した大学院を選んだ決め手を質問4 (【図4】) で尋ねたところ、両大学で「カリキュラムや教育内容」と回答した学生が最も多かった(日本教育5名、グロービス5名)。「立地」との回答はなく、入学大学院を選んだ理由を複数回答で問うた質問2において見られた「立地の利便性」は、他大学院と比較検討した学生にとって入学先を選ぶ「決め手」とまでは言えないことが見て取れる。

入学前に、自分が入学しようとしている大学院が株式会社立であることを知っていたか否かを質問5 (【図5】) で問うたところ、「知らなかった」と回答した学生は少数であり(両大学とも1名)、ほとんどの学生が株式会社立であることを知って入学を検討したことが分かる。

【図5】アンケート調査の結果 <質問5> 株式会社立であることを知っていたか



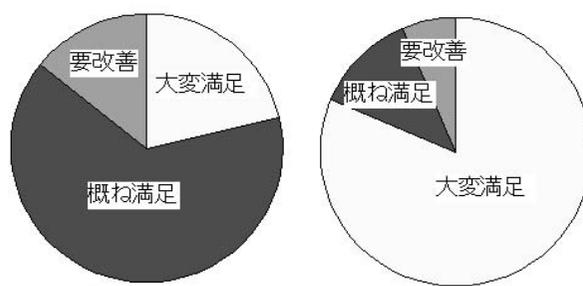
【図6】アンケート調査の結果 <質問6> 株式会社立であることが障壁となったか



1. むしろ株式会社立が魅力 2. 気にならない 3. 気になるが他の魅力がある

その学生達に質問6（【図6】）で入学に際して株式会社立であることが障壁になったか否かを尋ねたところ、両大学とも「特に気にならなかった」との回答が多数を占めた（日本教育 20 名、グロービス 10 名）。日本教育大学院大学では「株式会社立であることは気になったが、それよりも魅力の方が大きかった」との回答（6 名）がこれに続き、「むしろ株式会社立であることが魅力だった」と回答した学生は皆無であったが、グロービス経営大学院大学では「株式会社立であることは気になったが、それよりも魅力の方が大きかった」と考える学生（2 名）を「むしろ株式会社立であることが魅力だった」と捉える学生（4 名）が上回った。

【図7】アンケート調査の結果 <質問7> 大学院の満足度



質問7（【図7】）で大学院に対する満足度を尋ねたところ、日本教育大学院大学では「概ね満足している」という回答が最も多かった（18 名）のに対し、グロービス経営大学院大学では「この大学院でしかできない教育内容であり、大変満足している」が最も多く（13 名）、他の大学院等と比較しても自ら所属する大学院を素晴らしいと捉えている学生が多いといえる。

【表3】アンケート調査の結果のまとめ

日本教育大学院大学	グロービス経営大学院大学
入学動機は教員としての就職（転職）	入学動機はキャリア・アップ
教育内容やカリキュラムには概ね満足している	教育内容やカリキュラムは本学独自のものであり、大変満足している
立地はあまり重要ではない	仕事帰りに通うため、開講時間や立地は重要
他の大学院に比べての利点は多くはない（まだ教員養成の専門職大学院が他に存在しない）	他の大学院よりもカリキュラムや教授陣は優れている
株式会社立であることはやや気になったが、それよりも就職支援などが魅力	株式会社立であることは気にならない、むしろ株式会社立であることが魅力

3-4 千代田区キャリア特区の総括

両大学院大学における調査結果を検討してみよう。

まず、千代田区のキャリア教育推進特区の目指すものを、この両大学がどの程度実現できているか、という点である。【表2】からも分かるように、キャリア教育推進特区の各キーワードについて、積極的に対応しているという回答は皆無に近い。間接的に対応していたり、結果的に同区に貢献していたりする項目もあるが、どれも株式会社でなければ実現できなかったという類のものではない。

では、株式会社であるという法人形態やその特性が有効である、あるいは株式会社だから用意できた教育プログラムやコンテンツが存在する、という事例はあったのだろうか。結論的にいえば、それらもほとんど見られなかったのが現実である。少なくとも調査の範囲内では「株式会社であるから学校法人にはできないような教育を提供できる」というような事例は皆無であった。つまり、株式会社であることが大いに利点となっているという、言わば「株式会社立学校が必要であるという積極的な理由付け」は困難であるということになる。

また学生アンケートの結果から、学生が大学院における教育に概ね満足していることが分かる。両大学が学生の教育的ニーズを充足していると言っていいだろう。ただし、ヒアリング調査から見えたように、両大学とも株式会社立だから用意できた教育コンテンツが存在するわけではなく、したがって株式会社立だからこそ充足できたニーズと判断することはできない。

また、立地に関する学生のニーズに応えることができているという側面も確認できた。ここでいう立地が「東京に立地している」または「千代田区に立地している」ということではなく「麹町に立地している」ということを踏まえた回答であるならば、東京のいわゆる一等地で大学院教育を展開するためには特区制度による大学設置が不可欠であったといえるかもしれない。自己所有できる校地校舎の確保が難しく、旧来の学校法人による設置は困難であったと考えられるからである。

加えて、株式会社立であるということは学生にとって大きな問題ではなく、むしろそれをポジティブに評価する声もあった。これは学校教育に対する新たなニーズとして注目される。

4. 株式会社立大学の意義と課題

4-1 株式会社立大学による総体としての高等教育の多様化

ここまで、816 特区（学校設置会社による学校設置事業）について、千代田区のキャリア教育推進特区を事例としながら検討してきた。そこで見えてきたものは、特区を利用して学校を設置した当事者による特区理念の実現に向けた具体的方策は必ずしも存在するわけではないという現実であった。また、株式会社立でなければ用意できない教育コンテンツも、少なくとも調査した大学においては存在しなかった。

だが、この特区制度によって新しい大学が千代田区に開学し、結果的に千代田区の高等教育は選択肢が増え多様になったとは言える。立地の利便性を重視する学生が存在する以上、このことに意味はあるといえる。

千代田区には他にもデジタルハリウッド大学、東京リーガルマインド大学（LEC大学）、ビジネス・ブレイクスルー大学院大学があり、5つもの株式会社立大学が同区内に開学したという事実にも注目せねばなるまい。つまり、株式会社の参入を認めることは、総体としての学校教育の供給者を多様化することであり、その結果、従来の国公立学校では実現できなかったような学校が誕生する可能性が創出されたわけである。株式会社立であっても学校事業に参入できるという制度そのものが多様な学校や教育プログラムの存在を担保する、と換言できる。本稿で採り上げた2大学を始め株式会社立大学の多くは816 特区なしには設立されなかった可能性が極めて高いと考えられる。他大学と比較した上でこの両大学に入学した学生が存在することを考えると、この点に一定の意義は認められよう。

さらに、グロービス経営大学院大学の学生アンケートで見られたように、株式会社立であることをむしろ積極的に評価する声もあることには注目すべきである。MBAのようなビジネスにおいて即戦力となる実務的な能力を欲する学生（主に社会人）にとって、学校事業への参入障壁となる学校法人制度そのものに不信感を持っている可能性さえあるのかもしれない。このことも、設置者の多様化が教育的ニーズを満たした事例と判断できよう。

つまり、816 特区の理念や、それを利用した千代田区のキャリア教育推進特区の理念は、その制度によって誕生した大学が個別に実現する（あるいは実現できる）ものではなく、それを利用して株式会社が学校事業に参入するという事実をもって実現するものであると表現できる。株式会社が高等教育の事業主体となるということは、異質なものが異質のまま未知の領域に参入することを意味する。その異質さが、総体としての学校教育に多様性をもたらし、それが多様な教育的ニーズを汲み取ることができる可能性を留保する、ということである。

4-2 教育事業説と教育事業主体説から見た株式会社立大学の課題

以上のように、多様な教育的ニーズを満たすために必ずしも株式会社が学校設置者となることが

不可欠であるとはいえないという現状認識が可能である。ただ、設置者の多様化の結果、総体としての学校教育システムの多様化の可能性は確認できた。

一方で、広義の社団法人である株式会社が学校を設置することで、本来「特定の誰かのものではない学校」が、「特定の誰か」のものになってしまう危険性について検討する必要がある。言い換えれば、その危険性とはどのようなもので、どの程度の危険度があるのかを把握し、そのリスクと上記のメリットを天秤にかけるといふ作業である。この点については、本研究では十分に検証できなかった。引き続き取り組むべき課題であると認識しているが、少なくとも次のようには言えるだろう。

株式会社とは一義的には出資者のもの、すなわち株主のものである。この株主が1人しかいないような株式会社の場合、会社という法人性は確保されているが、社団性の確保には疑義が生じる。つまり、1人株主の株式会社による学校設置は、その株主たる個人が学校を設置している場合とほぼ同じ状況と見ることができるのである。また、複数の株主が存在する場合でも、その株式が公開されていなければ、学校は株主たる「誰か」の独占的専有物となってしまう。

だが、株式を公開している株式会社については、理論上は誰でもその株主になれる。上場企業が学校を設置している場合、その学校の持ち主は株主であると判断されるが、極めて多数の（場合によっては1つの自治体の人口程度の）人々が学校を設置している状態となり得る¹⁴。株式を買うためには個人資産が必要であり、また株主総会における意思決定は株式数を票数とする多数決で行われることから、上場企業であれば公共性が高いと即断することはできないが、少なくとも個人が学校を設置する場合や非上場企業が設置する場合に比較すれば、その公共性は高いと判断して差しかえないだろう。

そして学校設置者としての株式会社の危険性とは、例えば不採算などを理由に株主の判断で学校が閉鎖させられるという事態、あるいは学校運営の費用を削減されるという事態を想定することができる。学校の継続性や安定性を最大限に侵害するこの事態を回避するためには、学校設置及び運営事業をその企業の定款などに明記しておく必要もあるだろう。

学校が黒字であり、かつ学校設置及び運営を定款に明記しているならば、本来業務に従事する黒字セグメントの廃止を株主が主張することは合理性を欠くことになる。したがって、この場合「企業の営利性」と「学校教育の安定性及び継続性」は表裏一体のものとなる。

つまり、株式会社による学校設置の最大の問題点は学校部門が赤字に陥った場合の対処策のことであり、学校が黒字ならば例え問題が起こっても「存続の危機」と目されるような状況にはならない。したがって、「学校教育と金儲けは両立しない」という批判的外れであり、むしろ金儲けのできない学校こそが問題となる。

ただし、これは「誰のものでもない学校」も「株主の学校」も共通して抱える問題点であり、教育事業主体説の有効性を強く支持するものではない。この点、今後の課題として引き取りたい。

5. おわりに

これまで見てきたように、株式会社立大学あるいは株式会社による学校設置には、多様な学校設置者による総体としての学校教育の多様化というメリットが存在した。一方で特定の株主による意思決定によって学校の継続性や安定性に不安が生じるという課題も見えてきた。そして、学校の公共性という観点から、「誰かのもの」としての学校と、法律上公の性質を持つものと規定される学校の整合性をどのように確保するのか、という課題も残されている。

以上を受けて、最後に本稿で採り上げた2大学の現状から、816 特区のポジティブに評価できそうな事例を確認しておきたい。

日本教育大学院大学は学生定員を満たせておらず、大学運営は赤字であると考えられる。もしこれが学校法人立大学であれば、存続していくことは難しいかもしれない。しかし、同大学の設置者である「株式会社栄光」の主たる事業は学習塾経営であり、他にも教育ソリューション事業なども展開する。つまり、大学運営以外の事業で利益を確保している企業であり、その取締役（延いては株主）が許せば、例えば大きな赤字を計上するような学校であっても存続が可能である。この点は株式会社立学校の利点といえるだろう。「誰かのものとしての学校」の「誰か」の意識が高い場合、むしろそのことが有益となる事例とも言える。

一方、グロービス経営大学院大学は、2008 年度より設置者を「株式会社グロービス」から新たに設立した「学校法人グロービス経営大学院」に変更し、株式会社立から学校法人立へと生まれ変わった。同大は定員を充足しているが、大学の将来を見据え、さらなる発展のために株式会社立から学校法人立へと衣替えを行った。だが、従来からの大学運営やカリキュラムに大きな変更は生じないという¹⁵。学校の永続性を確保するために、設置者と学校を一体的に見て設置者の永続性を重視するのではなく、ある設置者が学校を手放すことになっても、別の設置者が同じ形のまま引き継ぐ。この仕組みを作ることこそが、学校の永続性を確保する方策である。グロービス経営大学院大学の設置者変更は、このことを如実に表している。

加えて、株式会社だからこそその人脈やコネクションの存在、市場調査やニーズへの対応の迅速さということも、株式会社立学校の利点として挙げられるかもしれない。学校法人とは異なる文化的バックグラウンドが、これまでにない学校作りに活かされる可能性は充分にある。

これらは、「株式会社立学校が必要であるという消極的な理由付け」と呼べるだろう。株式会社立であることが有効に作用する側面はないわけではない、とも表現できる。

ただ、両大学が開学した 2006 年度をピークに、株式会社立大学の設置は減少しており、2008 年度及び 2009 年度は新規開学がなかった。これはひとえに株式会社大学が「儲かる事業」ではないということが学校設置に関心のあった株式会社に周知されてきたことによるのかもしれない。この事実を踏まえつつ、今後も株式会社立大学のあり方と意義について考えていきたい。

【注】

- 1 株式会社立学校をめぐる文部科学省と総合規制改革会議の議論については荒井英治郎「中央政府における教育政策決定構造の変容 —「教育の供給主体の多元化」をめぐる政策過程に注目して—」日本教育学会『教育学研究』第75巻第1号、2008年、34-43頁に詳しい。
- 2 国や地方自治体という法人が社団なのか財団という議論は残されている。国や地方公共団体が、その国民や住民によって構成されていると考えるならば社団であり、その財産をさすと考えるならば財団である。例えば公立学校は地方公共団体の住民によって設置されているのか、その公共団体の財産によって設置されているのか、という課題である。
- 3 戦前の私立学校は財団法人立であり、これも同様の考え方に基づくものと考えられる。
- 4 なお、現行の学校教育法（附則第6条）においては、幼稚園については例外的に「当分の間」学校法人による設置を要しないと規定されており、個人が幼稚園を設置することも認められている。
- 5 2008年8月2日に実施した文部科学省におけるヒアリング調査による。なお、この調査の回答者は同省高等教育局国立大学法人支援課の専門官・橋田裕係長（当時）である。橋田係長は特区法改正に関わった経歴を持ち、調査においては「文部科学省の公式見解ではなく飽くまで個人的見解」という前提でご協力いただいた。
- 6 株式会社やNPO法人が、他の法人に比して設立が容易であるという点も見逃せない。すなわち「学校を作りたい」と考えている者にとって最も設立し易い法人であるといえる。
- 7 塚原修一「企業内大学 —日米の動向を中心に—」日本高等教育学会編『プロフェッショナル化と大学（高等教育研究第7集）』玉川大学出版部、2004年、94-95頁。
- 8 吉田文「フェニックス大学はなぜ強いのか」『カレッジマネジメント』133号、2005年。
- 9 「その他」という項目が存在していることから、状況の条件を定めた①から③は「あらゆる状況」と解釈することもできるので、816特区の要件は「株式会社立であることが適切である、または効果的である場合」と解釈することもできる点には注意が必要である。
- 10 これらのキーワードの中には株式会社立でなくても、あるいは大学や専門職大学院でなくとも、単に昼間人口が増えることで実現可能であるような項目も含まれている。ならば、専門職大学院を千代田区内に作りたい、という地元のニーズがあるが、旧来の学校教育法の縛りの中では実現が難しい、ということかもしれない。
- 11 グロービス経営大学院大学は2008年度に設置者変更を行っており、現在は学校法人立である。
- 12 アンケート調査は、日本教育大学院大学の学生28名（20代：12名 30代：14名 40代：2名）、及びグロービス経営大学院大学の学生16名（20代：5名 30代：6名 40代：5名）の協力を得て2007年10月に実施した。
- 13 ヒアリング調査は、日本教育大学院大学の丸山毅総務課長、及びグロービス経営大学院大学の鈴木健一事務局長の協力を得て2007年10月に実施した。
- 14 極端な例を示せば、全ての国民が1人1株ずつ株を所持するような株式会社があり得るならば、その会社が設置する学校はほぼ国立学校と同様のものであると判断できる。
- 15 上記の鈴木事務局長による。

<参考文献>（註釈以外）

市川昭午『教育の私事化と公教育の解体』教育開発研究所、2006年

上田学（研究代表者）平成18・19年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（一般））『株式会社立学校の設置と経営の現状に関する比較調査研究』（課題番号 18530632）研究成果報告書

丸山文裕『私立大学の経営と教育』東信堂、2002年

山田礼子「株式会社立大学で先を行くアメリカの現況」『カレッジマネジメント』124号、2004年

Research Paper

Characteristics of Stock Corporations as Founding Entities and Publicness of Education:

The Significance of Diversifying Founding Entities in the Cases
of Special Districts for Structural Reform

Deguchi, Hideki

Under the Special Districts for Structural Reform Act, stock corporations can currently establish schools as exceptions. When local governments recognize that there are special needs to be met in terms of education or research, stock corporations are allowed to establish schools.

There is, however, a major challenge. It is the conflict between two positions for the requirement of publicness of education—one promotes publicness in which schools meet educational needs and the other promotes publicness by requesting founding entities to do so. In other words, it is a question as to whether possibilities to sacrifice certain educational needs should be regarded as right or wrong, when publicness, continuity, and stability are emphasized too much.

To investigate this issue, this study examined two universities established under the Special Districts of Career Education in Chiyoda Ward. The study recognized a certain level of legitimacy for corporate-led universities in terms of diversification of founding entities and of the school system as a whole, but it did not prove that curriculum and methods could only be provided by those two stock corporations. The study, thus, intends to clarify the significance and challenges of allowing stock corporations to found schools.

Key words: diversification of founding entities, publicness of education, Special Districts for Structural Reform, companies that establish schools,
